

昭和二十六年三月七日(水曜日)午後二時四十九分開会

○連合委員会開会の件

○関税定率法の一部を改正する法律案
に関する件（小委員長の報告）

○農林漁業資金融通法案(内閣送付)

○委員長(羽生三十七君) それではこれから農林委員会を開きます。最初にお

語りたしたいと思いますが、昨日ちよつと御懇談申上げた農林漁業資金融通法案について水産委員会と連合委員会を開くことにしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(羽生三七君) それでは御異議もございませんので、さよう決定いたします。

なお期日等は委員長に一任して頂いてかまいませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(羽生三七君) ではそういう
ことにいたします。

○委員長(羽生三七君) 次に關稅定率法の問題に關して、食糧統制小委員会の片柳委員長から御報告を願うことにいたします。

○片柳眞吉君　只今委員長からお話の
ありました関税定率法の一部を改正す
る法律案、これに關連いたしました食
糧統制の小委員会で行う／＼検討いた
しました結果を御報告いたします。

今回の関税定率法の改正案によりま
すると、いろいろ関税自主権をこの際

第九部 農林委員會會議錄第十五号

昭和二十六年三月七日
【参議院】

確立をして行きたいという立場から、各般に亘りましてそれぐの税率の規

定をされるのでありますが、農林関係で特に問題になりますのは、大豆、「とうもろこし」「こうりやん」等の国民生活なり或いは畜産経営に相当関係のある事項が実は一番深い関係があつたのであります。大豆につきましては従価一割の関税をつける。それから「とうもろこし」は同じく従価一割、

「こうりゃん」が従価五％課税をするという案になっております。従来の関税定率によりますれば、これは従量税の仕組になっておりますが、大豆が百斤当り九十四銭、それから「とうもろこし」が一円七十銭、「こうりゃん」が一円と、こういう従量課税になっておりますが、ただ現在の食糧の状況から別途に食糧輸入税を免除する法律、こ

れが制定されておりまして、今年の十二月の三十一日までは実際税は輸入税を免除されておるのでございます。ところが今回の改正案によりますと、先ほど申上げましたような大豆「とうもろこし」の従価一割、「こうりやん」が五％の課税になりました、而も今申上げました食糧の輸入税を免除する法律は、この機会に廃止をするという案

であるのであります。この考え方は將來の日本農業の保護という立場から見ますれば、又講和會議を控えまして、関税自主権をこの際確立をするという考え方は、これは大体同感であります。が、ただ最近の国際情勢等が反映されて、非常に従来も国際価格が国

内価格よりも高くりましたが、更に昨今の情勢では国際価格が更に上つて

来ておるような情勢でありまして、さ
ような情勢から見て参りますと、国
民生活の安定の立場なり、或いは動物
飼料の価格を適正にするという見地か
らこれは放任できないと思うのであり
まして、小委員会でもいろいろ検討い
たしましたが、結論といたしましては
大豆と「とうもろこし」「ごうりやん」

の三者につきましては現在のような国際価格が高くなり、又国民生活も安定しておらん状況でありますので、さよふな間は当分関税を免除をするという方向で行くことが適當ではないかという結論に到達をいたしたのであります。大豆は御承知のような油脂原料でもあります。又脱脂大豆が味噌醬油の主原料でありますので、その意味

から是非とも一つ当分の間免税税をしてもらいたい。それから」とうもろこし、「こうりやん」はこれは若干工業方面に行くものもありますが、現下の情勢では大部分が飼料向けになっておりますので、畜産関係の上からやはり「とうもろこし」「こうりやん」も当分の間免税してもらいたいという結論に達したのであります。なお問題は油脂原料等

といたしまして大豆を免除いたしました
と落花生をやはり免除をしてもらいた
いというような実は論議もされたの
であります。又業界からもさような陳
情も参りましたけれども、この数量は
従来は主として支那から入つておりま
して昨今の情勢から判断しますれば、

今後落花生の多量輸入を期待すること
は困難であろう、又これは飽くまで例

外措置でありますから、できるだけ品目を制限することのほうが適当ではなないかという観点から、以上の大豆「とうもろこし」「ごうりやん」の三者に限定をいたしましたのでありまして、さような趣旨で後刻文案は整理いたしましたので、当委員会では御決定を願いますれば、委員長から大蔵委員会等にお申出をしよう

て頂きたいというふうに考えるのであります。以上御報告をいたします。

○委員長(羽生三七君) 只今の件についてお諮りいたしますが、今、片柳小委員長長の報告は「どうもこうし」「こうりやん」大豆の三品目について関税定率法の一部改正案の中で免税措置をしてもらうことを大蔵委員会に要求、輸入をするということであります。御承

知のようにこの關稅定率法の一部改正案は大藏委員會の付託になつております法律案でありますので、こちらからの申出の形をとるわけでありますが、只今の片柳君の報告通り申出することに決定をして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) ではさように

○委員長(羽生三七君) 次に昨日に引続きまして、農林漁業資金融通法案について資料も出揃いましたので質疑を続行することにいたします。

○江田三郎君　きのうちよつとお尋ねしたのですが、二十六年度六十億円、

てお尋ねしましたら、今後とも少くとも五年間までは今年度を下らないような金を継続して出すとこういうお答えでございましたが、そういうことは五年間少くとも六十億円以上、こう解釈してよろしいのですか。

○政府委員(富谷彰介君) その通りで

○江田三郎君　そうしますと今年度の六十億という中には見返資金の四十億が入つておるわけですが、将来見返資金というものは情勢の変化のない限り相当減らされて来るだろうと思うのですが、そういう際には見返資金が減つたら一般会計のほうからやはりそれだけの金を出されるという方針であります。

しようか。

○政府委員(富谷彰介君) 見返資金が、減りました分は一般会計のほうから補充してもらふということでございます。で、大蔵事務当局のほうにもそういう了解を進めております。

○江田三郎君 この二十五年度におきまして農林水産のほうにこういう特別会計でなしに、直接見返資金が相当支出されて

ておるわけですが、これが本年度は出ないというようになっておりますが、一体二十五年度に見返資金をやつたものは農林水産関係はどの程度の金額になっておりますか。それからその中には継続事業があるかどうか。

○政府委員（富谷彰介君） 二十五年度

たものを売拂つた金額、これを同様複利計算をいたしますと、支出と収とバランスがとれるかどうかという事でございます。そこで御覽の通り収入の部面といたしまして三十六万三千円、これに對しまする支出が三十二万五千円ということで四万五厘の金を借りれば造林事業というものは経済的に経営し得るものだということをこの表で説明いたしましたわけでございます。それから次の表は林道の償還計画でございますが、これは下の備考にございませうようなモデル・タイプをとりま

て、全国の中庸のタイプをとりまして、これによつてかつた費用と、それからそれによつて上る収益というものを算出して償還の利率及び年限を算定したわけでございます。

その次の表が漁港関係でございますが、漁港は現在すべて漁港法によりまして補助金がついております。で残りまして自己負担分につきましてはこれを融資するわけでございますが、この場合漁港設備がよくなることによりまして魚類の鮮度の向上ということが見込まれます。その鮮度の向上をそれら水揚高に対して何%ということから金額に換算いたしまして、その金額を償還財源と見込んだわけでございます。

現実の償還方法といたしましては、漁業協同組合が水揚高に対して何%というように組合費を賦課いたしましてそれから償還するということとなります。それから最後の表は塩田の償還計画でございますが、これは冒頭に御説明いたしました土地改良事業と同様に増産されます。鹹水、塩水でございます。鹹水を全額に換算いたしまして、それから必要経費を控除いたしました残りの部分だけの金を借入した金額で割っております。そういったしまして、ここにございまして、償還年限を算出したわけでございます。以上資料の説明を終ります。

○江田三郎君 さつきのもう少し続きなんです、この公共事業費が見返資金から二十五年度に出たおつたわけですが、これが本年度において出て来ないということですが、一体二十五年度の公共事業費の中で農林省関係のものはどのくらいあつたのですか。その跡始末というものはどうされたのか、これはちよつとわかりませんか。

○政府委員(富谷彰介君) 見返資金と一般会計と両方つづきましました公共事業費の推移というものは、同じく農林金融概況という表の第八表から十表までに出ております。この表には実は二十六年年度の予算がまだ見込んでございせんので、追つて現在の予算案の数字をそのまま取りまして追加いたしましてお手許に差上げますが、大ざっぱな数字で申上げますと、いずれも二十五年年度に比しまして公共事業費の額は農業関係は殖えております。

か、これはちよつとわかりませんか。○江田三郎君 そこでもう一つ具体的にお聞きしますと、見返資金を以てした十一億円の公共事業費の中で、その中の農林省関係のもので継続事業があつたのじやないかと思うのであります。が、そういうようなものは見返資金が出ないということになるとどこからその金は出されるか。

○政府委員(島村軍次君) 本年度の公共事業費の見返資金分、継続事業に對するものは各工事の種別ごとに検討を加へまして、二十六年年度の一般公共事業費中から差支えない程度で支出する予定で、今目下各箇所に検討を加えております。

○江田三郎君 換算されて六十億円の特別会計の金がそういう継続事業の尻ぬぐいということに使われるということとはございせんか。

○政府委員(島村軍次君) もと／＼今回の特別会計資金と性質が異なつておりますし、そういうことはい、絶対ないと思ひます。

○江田三郎君 ないつもりでなしにこれは絶対にありません。

○政府委員(島村軍次君) ありません。○片柳眞吉君 先ほどお話のありました貸付條件の算定に関する資料ですが、これをちよつと拝見いたしまして、例えば土地改良の償還年数の算出基礎、これを見た感じが、要するに償還年限なり、或いは金利というものの結果論がここに逆に出ておるといふうに思ふのですが、例えば灌漑排水の場合には一年の償還額は三百八十五円である、畑地灌漑で来ると千九百円までは拂う、こういうことになつておまして、むしろ大体この平均四百円とか五百円程度を毎年拂うという、その償還額を大体均等にしまして、それから償還年限なり或いは金利とかいふものを逆に考えると、非常にその点畑地灌漑が千九百円をもつと短縮しても返し得るというやうなことで、この辺はどんなふうになりますか。

○政府委員(富谷彰介君) 今の御指摘にございまして灌漑排水事業の場合には償還可能金額が三百八十九円、それを年賦定率表で見ますと三百八十五円の場合には十年と書いてございす。それを畑地灌漑の場合には同様に千九百円、それを八年で返すという表になつておるのであります。更に土地改良事業の個々につきまして償還金額を一定にいたしますと、ものによりましては非常に長い間かかる、却つて利子の負担が余計かかるといふやうな場合がございすので、一番可能な最短期限に返すというやうに一律の規定をとつて算定いたしましたわけでございます。

○片柳眞吉君 それからもう一つは、ちよつとこの間陳情を申上げたのであります、例の共同施設の中へ、資金の配当計画では差当りは農業倉庫等が資金計画に入つておるので、政令で少くともこれを一規定をせよといふことを申上げておきまして、大体陳情の際には御了解を得ましたけれども、その後方針に変更がございすか。

○政府委員(島村軍次君) 実は昨日片柳さん御欠席でありましたけれども、関連質問がございましたのではつきりしたことを申上げて政令へ加へるべく予定をいたしております。

○江田三郎君 昨日ちよつと問題になつた点ですが、別途資金運用部のほうから六十億の金が出るとしてそれでこの利率がきまつたわけですが、これについては努力をしておられるということはわかりますが、若しこれが出なかつた場合には利率の問題はどういう工合に処置なさるのでしようか。

○政府委員(富谷彰介君) 仮に出ません場合でも将来の借入ということを予想いたしますと、昨日御説明しました通りこの特別会計としましては支拂利子と支拂手数料を拂つて丁度收支のバランスがとれるやうに計算をいたしておりますので、利率を改正することは却つて将来の借入の途を塞ぐことになる。例えば二十六年年度に安い利子で貸しても二十七年年度以降に安い利子で貸して戻つて来る、そうでなければ一般会計から利子補給を見て貰わなければならぬ、こういうふうなこれよりも安いかと考えますので、将来の借入の途を塞ぐことにはなりませんので、私たちがいたしましては利率はこのまま据置いたほうが妥当ではないかと考えております。

○政府委員(島村軍次君) これは二つ考えられると思うのであります、一つは成るべくこの事業効率を上げ、且つ工事の進行状況等から考えまして、国会において決定になりますれば成るべく早く出したと、これは我々の念願でありますから、その場合には非常に申込が多ければこれは相当の額になり、六十億では足りないというところが当然出て来るであらうと思ひます。そこで今お話のやうに利率は一緒にしてプラス六十億というものを予定した資金計画なり、大体事業計画になつておるやうですから、どん／＼この予定通り出て行くということになれば早く執行するということになりまして、当然大臣の申上げましたやうなことが起き得ると思ひます。ただその時期については年度の初めに切上げて、後半期において出すということは考えられますが、それを年度の初めに切上げて出すということではなかつたと思ひます、これは当然事務的になし得ることだと思ひます。

○江田三郎君 そういうことでなしに今度予算に計上される六十億円という

ます。○江田三郎君 これはちよつと大臣が来ましたときに尋ねせんと駄目かも知れませんが、まあ政務次官がおられるのですからお尋ねしますが、この前の本会議においてこの資金計画の問題について質問いたしましたところが、ここに計上される六十億円は上半期で使つて下半期において別途これと同額のものを出すのだ、こういうことを大臣が言明されたわけですが、政府としてはそういうやうな計画で考えておられるか。

○政府委員(島村軍次君) これは二つ考えられると思うのであります、一つは成るべくこの事業効率を上げ、且つ工事の進行状況等から考えまして、国会において決定になりますれば成るべく早く出したと、これは我々の念願でありますから、その場合には非常に申込が多ければこれは相当の額になり、六十億では足りないというところが当然出て来るであらうと思ひます。そこで今お話のやうに利率は一緒にしてプラス六十億というものを予定した資金計画なり、大体事業計画になつておるやうですから、どん／＼この予定通り出て行くということになれば早く執行するということになりまして、当然大臣の申上げましたやうなことが起き得ると思ひます。ただその時期については年度の初めに切上げて、後半期において出すということは考えられますが、それを年度の初めに切上げて出すということではなかつたと思ひます、これは当然事務的になし得ることだと思ひます。

○江田三郎君 そういうことでなしに今度予算に計上される六十億円という

ものは、大体上半期において使うつもりで、下半期にはあと六十億四程度のものを追加計上するというように大臣は言われたのですが、その点を聞いておるのです。

○政府委員(島村軍次君) 現在の方針もたび／＼申上げる通りで変りはありません。六十億を確保するつもりで進行的に行いたしております。

○委員(羽生三七君) ちよつとその点私からお尋ねしたいのですが、これは今のお答えでよくわかるのですが、消化力のほうはどうですか。六十億を前半期に完全に消化し得るほどの申込といえますか、申込が殺到するように考えられるような今事情にありますか、見通しとして。

○政府委員(島村軍次君) 資金計画を各省関係で今最初の予定をとり、更に最近における予定をとつておりますので、相当多額の資金申込があることを予想いたしております。従つてその申込が非常に軌道に乗つて来ればそういうことは当然考えられると思うのであります。全部のものが六十億ビタツと消化してしまふかどうかということに対して、私は成るべくそうやりたいという考えであつて、そうなるかならんかというところは暫く資金の申込みによつて判断しなければならんと思つております。

○宮本邦彦君 土地改良の問題なんです、団体営の事業が農村から非常に要望されておる。それが昭和二十三年に団体営の事業が農林省の補助金を打ちられちやつて、そして主要の継続のものだけ今出ているように心得ております。この法律では補助事業、非補助事業、こういうふうな二つの事業

に分けておるのですが、この二つの事業に分けて、特に非補助事業というものをそこに出した以上、その要望に応じて団体営の非補助事業というふうなものを主として取入れておられるかどうか。若しもそういうことであるならばこの団体営の事業に対してどのくらい割合が見込まれておられるかどうか、パーセントでも結構ですからちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 本特別会計を作り出した趣旨の一つとして増産を図り且つ効率を高めるといふ意味で考へたので、このベースに乗り、且つ補助事業以外のものの借入については勿論団体営を主体においておるのであります。団体営が大部分である、さうに考へております。

○宮本邦彦君 今お答えにありましたように、大部分という意味は、私非常に結構なお答えだと思ひますが、実際問題としてこの間、緊ぎ資金というふうなお話でもつて三十五億円の融資をやつて今進行中だと思ひますが、あの緊ぎ資金は長期に借換えるということがあつたように思つておるのであります。現にその三十五億円の資金がどの程度進行しておりますか、どうですか。それを承へること、もう一つは、それが出れば必ず、必然的に緊ぎ資金で低利資金のほうに乘換えるのだから、従つてそれが優先されてしまひやせんか。そうすると現在その緊ぎ資金の三十五億円がです、被補助事業のほうに割合に少ないのではなかつたかと思つておるのです。そうすると補助事業の方の一時借入といひますか、その緊ぎ資金が多いためにですね、今、次官が大部分の低利資金を固

体営の方に振向けたいというお話ではあつたけれども、実質上は振向け得ないのじやないかということが考えられるわけですが、その点について承へたいのです。

○政府委員(富谷彰介君) 只今お話の三十五億円は大部分が補助金の緊ぎでございまして、で、この特別会計が融資を考へております補助事業に対する融資と申しますのは、補助金を差引きました地元負担分の最高八割といふこととでございまして、三十五億円とは重複いたさないわけになつております。つまりあれは二十六年度中に国から賁ひます、或いは県から賁ひます補助金の前借りということになりますので、この特別会計が狙つております融資とはダブらないわけでございます。但し三十五億円中には全然補助の関係、お話しした団体営のものもあるかと思ひますが、これは当然この二十六年度の融資計画の中に我々考へておりますので、この分はこつちに持つて来るかと思ひます。今の進行状況は、各地方の銀行にそれ／＼お願いいたしまして、進行しておるのでございまして、具体的にいくらか貸出されたかという数字は、今のところまだ手許に参つておりませんが、念のために申し上げます、あの補助金は二十六年度中に出るものでございまして、原則として第一四半期に繰上げて拂つて貰ひますつもりなのでございまして。

○宮本邦彦君 もう一つ、今のお話を承へると、三十五億円の緊ぎ資金もまだ、貸出すというところまで行つておるといふような御説明はつきり頂けなかつたのでございまして、事実過去の金融状況を見ますというとき非常に遅

れるのが慣例なんでございまして。今度の低利資金もです。法案では四月一日から貸出ができるというふうなふうな案文ができておるのでございまして、この農林漁業関係の資金が使われるところの事業というものは、大体において農閑期の事業なんでありまして。従ひまして、農林大臣が言われるように、上半期でできるだけ使つてしまへと言われているが、この資金の貸出が遅れるという、使ひ得ない状態になるのが現実の問題なのでございまして。遅くとも上半期の事業が年々行われております現状を見ますという、五月の末日から遅くとも六月の中旬頃までに執行されなければ殆んど一切の事業は秋に廻つてしまふわけなんです。その意味においてこの資金の迅速ということには特に大事じやないかと思ひるのでございまして。その点について銀行なり、金融機関なりに政府からこれは要望でございしますけれども、特に簡易且つ迅速な扱いをするようにお願い申上げたのと私要望したいと思ひるのでございまして、それからそれに関連しまして、もう一つここで承へたいことは、この金利の問題なんでございまして、この前の御説明では最高と最低といふのがあつたのでございまして、で、最高と最低は個々の事業に対して御判断になられるのかどうか、それを承へたい。

○政府委員(富谷彰介君) 利率の最高と最低の中で、政令で具体的にきめるわけではございまして、このきめ方は、一律にこの中間点をとつてきめたいといふふうな考へております。従ひまして、或る事業については最低であり、或る事業については最高の利率を適用するといふふうなことは只今考へてお

りません。

○宮本邦彦君 わかりました。

○三橋八次郎君 この金を貸す対象に畜産のほうが入つておらんといふことは、これはどういふわけでございますか。

○政府委員(島村軍次君) 昨日もお尋ねがあつたので、お答えを申上げたのでありますが、畜産の対象になるものは共同出資と、それからいわゆる家畜導入資金と二つであると思ひます。そこで共同施設は第二條の第六号にあります中では当然考へたいと思ひます。併し現在の六十億の範囲内におきましては、資金計画の上で水利、電力、ダム施設ですね、小水力発電施設、この施設の二億四千万円以外にはですね、資金計画の中には入れてないわけでありまして。そこで今後の問題として、農業或いは畜産関係の共同施設については政令で定めまして、成るべくこれを拡充いたしたい。但し家畜導入については、これは法律の改正を行わねばできないことでありまして、折衝の段階においては家畜導入資金の要望も相当国会内にはあつたのであります。が、現在までではこの回転率その他で長期という中には入らないといふことに入つておりませんが現状であります。

○三橋八次郎君 今のよくわかりました、とにかく畜産の問題は食糧問題解決の上におきまして、又日本の農業の経営面から見ましても極めて重要なことであり、而もこの日本の今の農家の現状におきましては、家畜導入なんというふうな資金もないような現状でありますので、成るべく早い機会におきまして、この方面も対象になり

ますように特別にお願い申し上げたいと思
います。

それから第六番目の共同利用とい
うのに私の次に申上げることが入るかど
うか一つ御考慮願いたいと思うのです
が、これは農産物の販売を有利にする
ために、野菜を一時貯蔵して置くので
ございます。丁度農家は後作の關係が
ありまして、その時期が来ますと、
当然安いものでもどろん／＼市場に出さ
なければならぬ。それを一時調へま
した結果におきましては、二十五日乃
至三十日ぐらゐ貯蔵して置きますと、
値段が倍乃至三倍になつておるよ
うな実情でございます。そこで余り大
きなものも要りませんし、共同施設と
して五、六カ村で一カ所ぐらゐ冷凍施
設を持つてのあります。そういうもの
のに対してこの第六番目の問題が当
てはまるかどうか、お聞きしたいと思
います。

○政府委員(島村軍次君) 実は共同施
設という解釈になりますと、随分希望
も多くあります。各種の農業關係が
まあ殺到して来ることになると思つて
あります。そこで共同施設の場合に
おきましては、おのずから重点的に考
えなければならぬということになる
だらうと思つておりますが、効率を
上げる上からいつて只今のお話のよう
な冷凍施設等は、農水産物の關係では
重要なものだと思いますので、政令の
時分に一つ十分検討を加えたいと思
います。

○三橋八次郎君 最後に家畜導入費で
ございますが、これが対象にならんと
したならば何かに何か金を借りる途は
ございせんでしょうか。

○政府委員(島村軍次君) 畜産關係で

は共同処理場と申しますか、屠畜の際
に屠畜のあとを共同処理をするとい
うようなことが畜産關係では考えられ
るのじやないかと思ひます。

○三橋八次郎君 家畜導入費はどうで
すか。

○政府委員(島村軍次君) 家畜導入費
はですね、法律改正以外には、この資
金からは考えられないと思ひますが、
從來から中金、その他相当の斡旋を
した実例もあるであります。ただ家
畜の値段は御承知の通り非常に変動が
ありましたので、利用率からいいます
と申込に対して金融ベースにのらない
というやうなことで、余りその利用率
は高くなかつたやうであります。將
来この畜産業の落ちついた、値段等も
落ちついて来、経営の堅実性が増え
ば、当然中金等においてもこの施設が
考えられることだといふやうに考へて
おります。

○三橋八次郎君 やはり畜産のほうで
ございまして、いろいろこの共同牧場、
牧野でございまして、日本が狭いので
やはり柵を立てましたり、或いはその
中の草の刈入をやりましたりするのに
非常な金がかかるといふので、これは勿
論村或いはそれを数カ村一單位で共同
放牧場を作るのですが、そういうもの
に対して如何ですか。

○政府委員(島村軍次君) 二條の第一
号に農地とあります。うちには、勿論
桑園も入るのであります。牧野が入
るか、入らんかといふことについて疑
問がありますので、衆議院等でも御議
論がありましたので、若しそれをはず
きり我々としては成るべく入れたい、
はつきりする必要があるれば当然法律改
正を加えたほうがはつきりして来るん

じやないかと、政府としては今それを
変えて出すという考へは持つておりま
せんが、さうな考へを持つておるこ
とを一つ申し加えておきます。

○江田三郎君 今の三橋さんの質問に
関連いたしまして、野菜の冷蔵貯蔵等
の施設について次官の御答弁がはつき
りしなかつたのですが、これは今まで
見返資金の使途を見ましても、北海道
における水産物共同利用といふやうな
ものが入つておつたわけでありませ
うか、それと同じやうな性格のものとし
て、当然農産物の加工或いは冷蔵、貯
蔵、こゝろやうなのも入るべきじ
やないか、はつきりもうさうではない
のですか。

○政府委員(島村軍次君) 水産關係は
ですね、実は冷凍施設については省議
でも取上げられた問題で、政令中に加
えるという予定を考へております。た
だ農産物につきましては、例えば農産
物の共同処理場或いはその簡単な貯蔵
場といふやうなものとの關係で、あら
かじめこゝろを拡げることに対しては
どうかといふやうな議論も出まして、
今現在のところでは農産物の共同貯蔵
場といふやうなものについては考へて
ないのですが、併しお話でもあります
から検討を加えたいと申上げたわけ
であります。そこで率直に申し上げます
と、共同処理場の共同施設に關する資
金の問題は、これは全体を通じまし
て、おのずからウエイトが土地改良第
一から第五号のものが主体になり、
共同施設はなか／＼關係方面ではむづ
かしかつた問題でありますから、更に
経済的効果とか或いは償還の計画と
か、利用の方法等を取入れた上で考へ
なければならぬと思つております。

今はつきり必ずしもそのものを入れる
といふことの言明は避けたいと思ひま
す。

○平沼彌太郎君 ちよつと表のことで
伺ひますが、融資計画のうちの塩田で
すが、六分五厘乃至一割となつており
ますが、これは本文を主体となさるの
ですか、こゝろやうに自由なんです
か。

○政府委員(富谷彰介君) 失礼を申し
ました。これは融資計画の表の初め
のほうは、先ほど申しました最高と最低
の中間をそれ／＼とつたわけでありま
して、利率の計算その他の便宜のため
に中間で書きましたので、本文のほう
にございまして、この塩田の三億
四千万圓といふのは、当然このうちで
公共事業費の補助が付くものが若干、
それが一割五分乃至九分五厘、それか
らそれ以外の非補助者のものが六分五
厘といふやうに表を書き分けなければ
ならぬわけでありまして。

○平沼彌太郎君 もう一つ伺ひます
が、土地改良で第三條の二に書いてあ
るやうでございまして、例えば一億の
予算で五カ年計画をやるといふ場合
に、一カ年だけの補助事業に対する地
元負担に対する八割じや幾らも仕事
できないわけですが、全部を通じて果
で計画して立派な計画書ができてお
るのだから、全部に対する八割という
わけには行かないのですか、全部を通
じて、事業といふものは一部だけやつ
てもあと崩れてしまつては何にもなら
ないのだから、補助を当てにしないで、金
をどろん／＼借りてやつてしまふとい
ふことが、最も土地改良に必要なん
です。これでは余り限定されておるよ
うに思ふのですが、その融通性はど
うですか。

○政府委員(富谷彰介君) 御説明は、
公共事業費といふものは毎年きまりま
すものでございまして、五カ年間の
継続事業といふやうな場合に、やはり
毎年々々／＼／＼区切つて出す、但し
繰上げて工事を施行したいといふ場合
には、あらかじめ予算が付くかどう
か、補助が付くかどうかといふことを
検討の上で、繰上げの融通といふこと
は考へておりますが、いきなりのこと
で、こゝろは困難じやないかと思
ひます。

○平沼彌太郎君 もう一つお願いした
いは、造林でございまして、人的又
は物的の担保といふやうに書いてあり
ますが、物的の場合は、造林地だけを
担保にするといふ輕便な……、法案
は、やはりそれに該当するやうな担保
まで差上げなくちやならぬのか、そ
れから例えば造林でも森林組合の役員
が全部保証人といふのか、地元の關係
の地主だけの保証でいいのか、そのほ
うの關係はどうなつておりますか。

○政府委員(富谷彰介君) その關係は
第五條の業務の委託と關係すると思
うのでございまして、この融資の事務
は特別会計は大体二十五名の人員しか
持つておりませんので、十分の審査を
いたすことは不可能でございます。従
いまして金融機關にお願いいたしまし
て、金資機關の善良なる管理者の注意
を以て貸付けた、その場合貸倒れの二
割は金融機關に負担して頂きたいとい
ふやうな考へを持つております。多分
金融機關の御判断で人的保証、或いは
簡便なる物的担保でよろしいという御
決定があれば、特別会計においてはそ
れを信頼して貸付の決定することに

なるうと思ひます。

○平沼彌太郎君 もう一つ伺ひますが、それは塩田もそうでございますが、林道開墾に対して一割五厘が最高になつておりました、表では一割なん

ですが、その他というふうな事業は林道には殆んどない、大抵補助事業なんです、そうすると八分乃至七分ずつ安くなつておりますが、實際は八分というふうなことは使われない、殆んど一割というふうなことになると思ひますが、この一割というものは、現在の一般の金融情勢から考えましても非常に高いものに當るのでございます。塩田のほうからも随分これに対する陳情が出て来て、一割は高いと言つてゐる

のですが、これらはもう少し安くしても差支えないというふうないろいろな法律が考えられると思うのですが、それはできないのですか。

○政府委員(富谷彰介君) 林道の利率は、実は或る林道につきましては、現在市中銀行が融資されておるような関係もございまして、一割見当というのが多少奥地に入つたものであつても妥当ではなからうかというふうな我々考えたわけでございまして、そこで利率を下げる余地はないかというお話でございますが、これも将来特別会計が預金部資金から借入をするということを考えてみますと、現在の融資計画表にございまして丁度中間をとりました貸出利率で収入が六分一厘二毛強になります。これを下げますとその収入に穴があきまうので特別会計としては独立採算ができない。逆に申し上げますと、六十億一ぱい借りられるところの預金部資金がその分だけ減つて来て、融資の総額

が減るということになりますので、私どもこの法律に書きまして利率で行うことが妥当ではないかというふうな考へております。

○平沼彌太郎君 どうも只今の御説明は余り杓子定規のような感じがいたします、ただ二十億ですか、国庫で特別会計で出すということに対して、利子負担などはちつともしない、損をしないというような計画になるのですか。實際これだけの金を出すということは、食糧増産からいつても、山林の緑化からいつても、あらゆる面において非常によいのですが、多少は国家で利子負担をしても、こういう金利を少しでも安くするというふうな御計画を立てて頂けないのでございませうか。

○政府委員(島村軍次君) 特別会計を作りましてこれは、金融課長の申上げました通りにこの特別会計の範囲内において收支をどう行こう、こういう考えかたでありまして、現在の法律の建前から申上げますと、利子負担、利子補給というふうなことは考えられないと思ひます。一つの事業執行の上に、或いは特に必要があれば利子を下げるとかいうことは考えられると思ひますけれども、そのために特別会計中から利子補給をするということは建前上考へておりません。

○平沼彌太郎君 そうしますと、若し今林道の場合において、これが七分、八分の使い途が殆んどないというのは、利子収入のほうは余計になるというのですか。そうするとその中庸をとつてもやるといふような恰好になりますのですか。即ち補助事業のほうは一割、それから補助事業でないものは七分五厘というふうになつておりますが、その他というものがなければ予算上利子が余るわけなんです。補助事業だけでやる。そういう場合には金利の残りが出るわけだが、そういうときに多少下げて一ぱいに行くような恰好をとるのですか。国家で儲ける方針なんですか。(笑聲)

○政府委員(富谷彰介君) 一割の金の使い手がなくてその分がすつかり余つてしまつたという場合には、六十億のファンドが使い切れないうことになつてございまして、私もこの考えをいたしましては、この融資計画表にございまして土地改良事業の三十九億の中の補助と非補助と書いてございまして、これもその間の土地改良の内部における移動というのは当然あり得るというふうなゆとりを以て考へております。更に農業と林業との間の移動ということもこれも当然起り得るであろう、その額はどのくらいであらうかというところはちよつと申上げかねますが、そういうふうに杓子定規にやつてしまつて、一方では使い残りが出で、一方で足らんというふうなことがないように関係方面の了解も得てございまして、そういう場合はないのじやないかと存じます、若し国として利子収入が余つた場合には、これは一般会計の収入になりまして、将来この特別会計に対する繰入の財源ともなるので、必ずしもこの特別会計が利子をたくさん儲けたからといつて、特別会計として損だとかそういうことにはならんじやないかと考へております。

○委員長(羽生三七君) それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十六分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 片柳 眞吉君
委員 白波瀨米吉君
瀧井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
溝口 三郎君

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林大臣官 富谷 彰介君
房金融課長 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君
常任委員 會田 吉雄君

事務局側

三月六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧管理法の一部を改正する法律案

一、食糧の政府買入数量の指示に関する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二立中、「甘藷、馬鈴薯、雑穀」を削る。

第三條第一項を次のように改める。

米穀ノ生産者ハ其ノ生産シタル米穀ニシテ其ノ者ガ別ニ法律ノ定ムル所ニ依リ指示ヲ受ケタル政府買入数量ノモノヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府に売渡スベシ

第三條ノ二を次のように改める。

第三條ノ二 政府ハ麦(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)ニシテ其ノ生産者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ政府に売渡ヲ申込ミタルモノヲ買入ルコトヲ要ス

政府ハ国民食糧ヲ確保スル為ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ麦ノ生産者ニ対シ其ノ生産シタル麦ヲ政府に売渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府前項ノ命令ヲ為サントスルトキハ同項ノ命令ハ麦ノ收穫見込高ノ判明前ニ之ヲ公布スルコトヲ要ス

第二項ノ命令アリタルトキハ麦ノ生産者ハ其ノ生産シタル麦ニシテ其ノ者ガ前條第一項ノ法律ノ定ムル所ニ依リ指示ヲ受ケタル政府買入数量ノモノヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府に売渡スベシ

第一項又ハ前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ生産費及物価其ノ他ノ経済事情ヲ參照シテ之ヲ定ム

第四條第一項中「米麦等、甘藷又ハ馬鈴薯」を「米穀又ハ麦」に、「食糧配給公団」を「命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ登録ヲ受ケ主要食糧ノ売渡ノ業務ヲ営ム者(以下販売業者ト称ス)」に改める。

第五條第一項中「米麦等、甘藷及馬鈴薯」を「米穀及麦」に改める。

第八條第一項中「第三條第一項ノ

者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ者ガ政府ニ売渡スベキ米麦等ヲ米穀又ハ麦ノ生産者ハ其ノ者ガ政府ニ売渡スベキ米穀又ハ麦ニ改める。

第八條ノ二第二項中「食糧配給公団、命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ登録ヲ受ケ主要食糧ノ売渡ノ業務ヲ営ム者（以下販売業者ト称ス）」を「販売業者」に改める。

第八條ノ三第一項中「主要食糧ヲ」を「前條第一項ノ配給計画ニ基キ配給スル主要食糧（以下配給主要食糧ト称ス）」に、「主要食糧ノ配給割当」を「配給主要食糧ノ配給割当」に改める。

第八條ノ四第一項中「食糧配給公団又ハ販売業者ハ」を「販売業者ハ他ノ販売業者又ハ消費者ガ前條ノ購入券ヲ呈示シ配給主要食糧ノ買受ヲ申込ミタルトキハ」に、「第八條ノ二第一項」を「第八條ノ二第二項」に、「前條ノ購入券」を「当該購入券」に、「販売業者又ハ消費者」を「主要食糧ヲ」に改め、第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項中「食糧配給公団又ハ」を削り、「主要食糧」を「配給主要食糧」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

販売業者ハ農林大臣ノ指示及第八條ノ二第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ指示並ニ前條ノ購入券ノ記載スル所ニ従ヒ且当該購入券ト引換ニ又ハ当該購入券ニ必要ナル事項ヲ記入スルニ非ザレバ配給主要食糧ヲ売渡スコトヲ得ズ

第八條ノ六中「前四條」を「前三條」に改める。

第十一條第一項及び第二項中「大麥、裸麥又ハ小麥」を「又ハ麦」に、第四項中「大麥、裸麥及小麥」を「及麦」に改める。

第十四條から第二十七條までを次のように改める。

第十四條乃至第二十七條 削除

第二十八條 農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ種子用米穀ニ付本法ニ定ムル米穀ノ管理ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第二十九條から第三十條ノ七までを削り、第三十條ノ八第二項中「米麦等」を「米穀」に改め、同條を第二十九條とし、第三十條ノ九を第三十條とする。

第三十一條中「第八條ノ五ノ規定」を「第八條ノ四第一項若ハ第二項若ハ第八條ノ五ノ規定」に改める。

注意及監督ノ盡サレタルコトニ付証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十八條から第四十三條までを次のように改める。

第三十八條乃至第四十三條 削除

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用並びに食糧配給公団の解散の時期その他同公団の解散及び清算に關しては、改正前の食糧管理法の規定は、この法律の施行後もなおその効力を有する。

（都道府県知事の指示）

第三條 都道府県知事は、前條第一項の規定による農林大臣の指示を受けたときは、遅滞なく、その指示された数量につき、左の各号のいずれかの方法により市町村別の政府買入数量を定め、これを当該市町村長に指示する。

一 都道府県知事の定める区域について、その区域の收穫見込高に基き、都道府県農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して当該区域の政府買入数量を決定した後、当該区域について農業委員会法（昭和二十六年法律第 号）第三十七條第二項の規定により市町村農業委員会代表者會議を招集し、当該区域内の市町村別の收穫見込高に基き、市町村農業委員会代表者會議の意見を聞き、その意見を尊重して市町村別の政府買入数量を定める。

二 市町村別の收穫見込高に基き、都道府県農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して、直接に市町村別の政府買入数量を定める。

都道府県知事は、前項の規定により市町村農業委員会代表者會議を招集した区域に係る政府買入数量又は市町村別の政府買入数量を決定したときは、その決定をした日から五日以内にその数量を公表しなければならない。

（市町村長の指示）

示された数量につき、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の政府買入数量を定め、省令で定める様式の文書をもつてこれを当該生産者に指示する。

2 前項の生産者別の政府買入数量は、当該市町村の区域内に住所を有する生産者別の收穫見込高に基き、市町村農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して定める。

3 市町村長は、第一項の規定により生産者別の政府買入数量を決定したときは、その決定をした日から五日以内にその数量を公表しなければならない。

（異議の申立）

第五條 前條第一項の規定により政府買入数量の指示を受けた生産者は、その政府買入数量について異議があるときは、市町村長に對し、省令で定める様式の文書をもつて異議を申し立てることができ

る。但し、同項の指示のあつた日から十日を経過したときは、この限りでない。

つて第二條第一項の規定により指示された政府買入数量に変更を生ずるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。
(政府買入数量の変更)

第六條 第二條第一項の指示があつた後に、米穀の実收高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高に満たないことが明らかとなつた都道府県については、政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、農林大臣は、米穀買入審議会及び関係都道府県知事の意見を聞き、その意見を尊重して、当該都道府県に係る同項の政府買入数量を減じ、これに代る政府買入数量を当該都道府県知事に指示することができる。

2 第二條第一項の指示があつた後に、米穀の実收高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高をこえることが明らかとなつた都道府県については、農林大臣は、国民食糧を確保するため特に必要があると認めるときは、米穀買入審議会及び関係都道府県知事の意見を聞き、その意見を尊重して当該都道府県に係る第二條第一項の政府買入数量を増し、これに代る政府買入数量を当該都道府県知事に指示することができる。

3 第二條第二項及び第三條から前條までの規定は、前二項の指示があつた場合に準用する。

第七條 第三條第一項(前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)の指示があつた後に、米穀の実收高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高に比して増減があることが明らかとなつた市町村については、政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事は、農林大臣の承認を受け、同項の当該市町村別の政府買入数量を増減し、これに代る政府買入数量を当該市町村長に指示することができる。

つた後に、米穀の実收高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高に比して増減があることが明らかとなつた市町村について政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事は、農林大臣の承認を受け、同項の当該市町村別の政府買入数量を増減し、これに代る政府買入数量を当該市町村長に指示することができる。

2 第三條第一項及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第四條及び第五條の規定は、第一項の指示があつた場合に準用する。

第八條 第四條第一項(第六條第三項及び前條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)の指示があつた後に、米穀の実收高が同項の政府買入数量の決定の基礎となつた收穫見込高に比して増減があることが明らかとなつた生産者で当該市町村の区域内に住所を有するものについて、政府買入数量の適正を図るため特に必要があると認めるときは、市町村長は、同項の当該生産者の政府買入数量を増減し、これに代る政府買入数量を当該生産者に指示することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指示をしようとする場合において第三條第一項(第六條第三項において準用する場合を含む。又は前條第一項の指示に係る政府買入数量に変更を生ずるときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

3 第四條第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第五條の規定は、第一項の規定による市町村長の指示があつた場合に準用する。

第九條 第四條第一項(第六條第三項、第七條第三項及び前條第一項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)の指示を受けた生産者は、その指示を受けた後において、災害その他やむを得ない事由により当該数量の全部又は一部の売渡が困難となつた場合には、市町村長に当該政府買入数量の変更を請求することができる。

2 市町村長は、前項の請求を正当と認め、当該生産者の政府買入数量を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受け、第四條第一項の政府買入数量に代る政府買入数量を省令で定める様式の文書をもつて当該生産者に指示する。

(政府買入数量決定の基準)

第十條 農林大臣、都道府県知事及び市町村長は、農業再生産に支障のないように米穀の生産者保有数量を確保して政府買入数量を定めなければならない。

(麦についての準用)

第十一條 第二條から前條までの規定は、食糧管理法第三條ノ二第二項の規定による命令があつた場合には、同條第四項の規定する麦の政府買入数量の指示について準用する。

(米穀買入審議会)

第十二條 農林大臣の諮問に應じ、第二條又は第六條の規定(前條において準用する場合を含む。)による都道府県別の政府買入数量の決定又は変更その他この法律の施行に関する重要な事項を調査審議させるため農林省に米穀買入審議会を置く。

2 米穀買入審議会は、この法律の施行に関する重要事項について、農林大臣に建議することができる。

3 米穀買入審議会は、会長及び委員二十人以内をもつて組織する。

4 会長は、農林大臣をもつて充てる。

5 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 農業者又はその団体を代表する者 十五人以内

二 学識経験のある者 五人以内

委員は、農林大臣が任命する。

委員の任期は、二年とする。

委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものの外、米穀買入審議会について必要な事項は、政令で定める。

(特別区等の特例)

第十三條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項(区を設ける市)の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適

用する。

附則

1 この法律は公布の日から施行する。

2 農業委員会法の一部を次のように改正する。

第七條中第三項を第四條とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律(昭和二十六年法律第 号)に基づき、米穀、大麦、はだか麦又は小麦の政府買入数量の指示に関し、市町村長の諮問に應じて答申する。

第二十五條第三項第一号及び第二号中「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律に基づき、米穀、大麦、はだか麦又は小麦の政府買入数量の指示に関し、都道府県知事の諮問に應じて答申する。

第三十五條第一項中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改める。

第三十七條中「第七條第三項又は第二十五條第三項」を「第七條第四項又は第二十五條第四項」に改め、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は必要と認めるときは、食糧の政府買入数量の指示に関する法律第三條第一項第一号

(第六條第三項、第七條第二項及び第十一條において準用する場合を含む。)の規定により意見を聞くため、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集することができる。

附則第十項中「第七條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第二十五條第三項第一号及び第二号」を「第二十五條第三項並びに第四項第一号及び第二号」に改める。

3 食糧確保のための臨時措置に関する政令(昭和二十四年政令第三百八十四号)は、廃止する。

昭和二十六年三月十六日印刷

昭和二十六年三月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁